◎新潟県告示第845号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年７月29日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上谷地(1)地区	三条市上谷地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上谷地(2)地区	三条市上谷地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上谷地(3)地区	三条市上谷地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外屋敷地区	三条市蝶名林	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蝶名林(1)地区	三条市蝶名林、上谷地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入中浦(2)地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入中浦(3)地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芦中地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中浦(1)地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中浦(2)地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中浦(3)地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中浦(4)地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中浦三地区	三条市中浦	次の図のとおり	土石流
楢山(1)地区	三条市花渕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

２　長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大積善間町(1)地区	長岡市大積善間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大積善間町(2)地区	長岡市大積善間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積善間町(3)地区	長岡市大積善間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積善間町(4)地区	長岡市大積善間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積善間町(5)地区	長岡市大積善間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

3　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
馬屋地区	上越市清里区馬屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鈴倉地区	上越市清里区鈴倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）